資料　３

「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」（通称：障害者差別解消条例）の制定について

１　制定理由

平成２８年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、同法を補完し、市民、事業者及び市が協力して障害者差別の解消に向けて主体的に取組むため、相談及び紛争解決のための体制整備や障害及び障害のある人に対する理解促進などを図るものとする。

２　条例の特色

（１）相談から紛争の解決まで一貫した体制の整備（第３章）

障害を理由とする差別に関して障害者差別解消相談コーナーで相談員が対応するとともに、同コーナーで解決が困難な事案については、第三者で構成する北九州市障害者差別解消委員会が助言又はあっせんを行うこと等により、市として相談から紛争の解決まで一貫して対応する。

（２）不当な差別的取扱いに該当する行為の例示（第２章第７条）

差別の判断基準として、不当な差別的取扱いに該当する行為を「福祉サービス」「医療」「商品販売・サービス提供」などの生活分野ごとに例示することにより、差別の未然防止を図る。

（３）障害及び障害のある人に対する理解の促進（第４章）

本市ではこれまで障害者団体とともに障害福祉の向上に取組んできた経緯を踏まえ、引き続き両者が協働して、市民や事業者への啓発活動などに取組むことにより、障害及び障害のある人に対する理解の促進を図る。

３　条例の内容

前文

第１章　総則（第１条―第６条）

目的、定義、基本理念、市の責務並びに事業者及び市民の役割

第２章　障害を理由とする差別の禁止（第７条・第８条）

不当な差別的取扱いの禁止、市及び事業者が行う合理的配慮

第３章　障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等（第９条―２０条）

個別相談、北九州市障害者差別解消委員会の設置、助言及びあっせん、勧告及び公表　等

第４章　障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（第２１条―第２４条）

啓発活動の推進、交流の機会の拡大、情報の収集及び提供、表彰

第５章　雑則（第２５条）

規則への委任

４　施行期日

平成２９年１２月２０日（公布の日）。

ただし、北九州市障害者差別解消委員会の設置、助言及びあっせん、勧告及び公表に関する事項（第１１条から第１９条関係）は平成３０年４月１日。

５　その他

本市条例については、市議会から「必要に応じた見直しを求める」付帯決議が付されており、国の動向や本市における差別事案の状況等を勘案しながら対応することとする。

（通称）障害者差別解消条例の周知啓発に関する取組

１　市民・事業者への周知

（１）市政だよりやホームページ等の活用（随時）

・市政だより（平成 30 年 1 月 15 日号掲載済）
・市ホームページ更新済

（２）チラシ及びポスターの配布（作成済）

条例が成立・施行されたことや主な内容を周知することを目的に作成

【作成部数】

チラシ：27,000 枚、ポスター：3,500 枚

【主な配布先】

・北九州商工会議所会員企業（8,500 社）
・市民センター（135 館）
・本庁各局、区役所、出張所
・障害者団体（42 団体）
・障害福祉サービス事業所　など

（３）パンフレットの作成（～平成 30 年２月末納品）

条例に対する理解を深めるため、主に各種研修会や講演会等で活用することを目的に作成

【作成部数】

5,000 部（12 ページ/部）

（４）事業者への説明会（平成 30 年３月～）

商工会議所と連携して、事業者に対する説明会の実施し、条例の周知及び障害や障害のある人への理解を促進する

２　出前講演の実施（随時）

障害者団体と協働して、障害当事者を講師とする出前講演を実施し、事業者及び市民に対して啓発活動を推進する

３　表彰の実施（平成 30 年 12 月）

障害者差別の解消に向けて特に顕著な取組を実施している市内の企業等を表彰することにより、市全体としての積極的な取組を促進する

※障害者基本法で定められた「障害者週間」（毎年 12 月 3 日から 1 週間）にあわせて開催予定

障害者差別に関する相談窓口（障害者差別解消相談コーナー）の相談状況について

１　概要

障害者差別解消法では、「障害者等からの相談に的確に応じるとともに、紛争の防止又は解決を図ることができる体制の整備を図るものとする」と規定されている。

そこで、本市では、障害者等からの差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行う相談窓口を新たに設置（H28.4）したもの。

２　相談窓口について

（１）設置主体

市直営（北九州市保健福祉局障害福祉企画課）

（２）設置場所

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ　８Ｆ（小倉北区大手町１１番４号）

（３）設置時期

平成２８年４月

（４）相談員

１名（資格：社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳士）

３　主な業務

・障害者やその家族、民間事業者、市役所各部局等からの相談対応
・差別事案についての当事者間の調整や助言
・関係機関との連携・調整　など

４　相談実績

※　カッコ内は、当事者からの相談を受け、相談員が関係者双方の意見を整理した上で、解決に向けた調整を実施したもの。

なお、調整までに至らなかった事案としては、行政サービスや職場への不満など差別に関する相談ではないもの、傾聴のみで終了したものなどである。

		平成 28 年度	対前年同月比	
			平成 28 年 4～12 月	平成 29 年 4～12 月
相談件数		137 件（23 件）	109 件（20 件）	84 件（7 件）
	うち当事者	124 件	96 件	78 件
	うち事業者	13 件	13 件	6 件

【調整活動を行った主な事例】

・入口にスロープがないため利用しづらい施設について、管理者と話し合い、移動式スロープを準備した
・低床型ではないシャトルバスを利用する際に、事前の連絡により、スタッフが介助するなどの配慮を行うようにした